

## 還付加算金

納めすぎた税金を返金する際に、お返しする額に還付加算金を加算します。

適用期間	年率	
平成11年以前	7.3%	
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5% (特例基準割合)	※2
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1% (特例基準割合)	
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4% (特例基準割合)	
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7% (特例基準割合)	
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5% (特例基準割合)	
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3% (特例基準割合)	
平成26年1月1日～平成26年12月31日	1.9% (特例基準割合)	
平成27年1月1日～平成28年12月31日	1.8% (特例基準割合)	
平成29年1月1日～平成29年12月31日	1.7% (特例基準割合)	
平成30年1月1日～令和2年12月31日	1.6% (特例基準割合)	
令和3年1月1日～令和3年12月31日	1.0% (還付加算金特例基準割合)	※3

### ○還付加算金

還付加算金は、下記の計算式により計算します。

$$\text{還付加算金} = \text{還付額} \times \text{還付加算金の割合} \times \text{加算日数 (※1)} \div 365 \text{日}$$

(注意)

- ・ 還付加算金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。  
また、還付加算金が1,000円未満であるときは、還付加算金は加算されません。
- ・ 還付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。  
また、還付額が2,000円未満であるときは、還付加算金は加算されません。

### (※1)加算日数について

加算日数は還付金が生じた事由に応じた日から、還付の支出を決定した日までの期間の日数となります。

(還付金が生じた事由に応じた日)

- ・ 更正、決定、賦課決定による還付の場合  
⇒納付日の翌日
- ・ 所得税の更正に基因した賦課決定による還付の場合  
⇒所得税の更正の通知がされた日の翌日から1ヶ月を経過する日
- ・ 所得税の申告書の提出に基因した賦課決定による還付の場合  
⇒所得税の申告書が提出された日の翌日から1ヶ月を経過する日
- ・ 誤納による還付の場合  
⇒納付のあった日の翌日から1ヶ月を経過する日

### (※2)特例基準割合

特例基準割合とは、当該年の前年に租税特別措置法の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

### (※3)還付加算金特例基準割合

地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正後の地方税法において還付加算金特例基準割合は、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合をいうこととされました。